

## 税務

# つまみ申告に対する重加算税取消し裁決

審判所、売上を秘匿するためにメモ書きを捨てたとは認め難いと指摘

要約

- 所得税を過少に申告した請求人に対する重加算税を審判所が取り消す（平成27年7月1日裁決）。
- 審判所、正当な売り上げを秘匿するために請求人が売上金額メモを捨てたとは認め難いと指摘。メモ書きを廃棄したことをもって、「過少申告の意図をうかがい得る特段の行動」をしたと評価できず。

「つまみ申告」（意図的に所得金額の一部のみを過少申告する行為）について最高裁は、「当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがいえる特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をした場合」であれば、重加算税を賦課することができるという判断を示している（平成7年4月28日判決）。

今回の裁決事例で問題となったのは、電気工事業を営んでいた請求人の事業所得に関する「つまみ申告」に対し重加算税を賦課することができるか否かだ。この点に関し原処分庁は、売上金額の集計金額を手書きした売上金額メモと同様のメモ書き（原処分庁が確認することができなかった日付に関するもの）を廃棄していたこと、「3777590で確定申告すると103200納税」などと手書きした税額メモと同様のメモ書き（納税額を過少申告する際に試算したメモ書き。以下「試算メモ」）を廃棄したことは「過少申告の意図をうかがい得る特段の行動」に該当するため、重加算税賦課決定処分は適法であると主張していた。

これに対し国税不服審判所は、まず、確認できなかった日付に関するメモ書きを廃棄していた事実を認める一方で、すべての売上が預金口座に振り込まれ通帳も保存されていたこと、請求人は取引先から月度の売上が記載された支払内容確認書等を受け取っていたことからすると、請求人がメモ書きを廃棄したのは単にメモ書きを保存しておく必要がなくなったからである可能性が十分に考えられ、正当な売上を秘匿するために捨てたとは認め難いと指摘。審判所は、請求人が売上金額メモと同様のメモ書きを廃棄したことをもって、過少申告の意図をうかがい得る特段の行動をしたと評価することはできないと判断した。

次に、審判所は、請求人が各年分の所得税の申告にあたって試算メモを作成していたとは認められないため、それらを廃棄した事実も認められる余地はないと指摘。そのうえで、審判所は、原処分庁が主張する請求人の行為はいずれも「過少申告の意図をうかがい得る特段の行動」とは評価できないものか、行為そのものが認められないものであると判断したうえで、請求人に対する重加算税を取り消した。